平成２９年（フ）第２１６号
大分県別府市若草町３番２号
破産者　阿部　政雄
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１７８号
群馬県高崎市箕郷町下芝726番地９
破産者　湯浅　文男
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１９００号
横浜市港北区高田西５丁目40番36―101号
破産者　河内　雄多
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２５４号
横浜市港北区新吉田東７丁目14番２―106号
破産者　吉中　幸満
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４４３号
横浜市戸塚区下倉田町250番地33　第１カネヨシハイツ105号、開始決定時の住所横浜市戸塚区戸塚町1296番地２　南戸塚スカイハイツ402号
破産者　橋本　隆士
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４号
新潟県上越市藤野新田1323番地　ラ・パーチェ603号
破産者　西川　　紘
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第２５号
新潟県上越市藤野新田1323番地　ラ・パーチェ603号
破産者　西川小夜子
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第３０号
新潟県上越市南高田町９番26号　コーポサザンⅡ　３－１号、開始決定時の住所新潟県妙高市大字土田69番地１
破産者　池田　正浩
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第７９号
新潟県上越市吉川区泉1735番地
破産者　武藤　　徹
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第８９号
愛知県一宮市平和１丁目８番１号　丸清苑203号
破産者　髙野　誠也
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第６９号
山口県周南市大内町８番15号　久村住宅002号
破産者　柳　圭一郎
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第２２５号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷565番地13　時津ロードマンション502
破産者　金子　政和
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３６１号
熊本市中央区帯山５丁目11番17号
破産者　西山　昂二
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４０７号
熊本市西区上熊本２丁目13番30―102号　フラワーマンション上熊本
破産者　本田祐三子
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２１号
宮崎県日南市今町１丁目３番12号
破産者　長嶺　誠二
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

免責許可決定

平成２９年（フ）第８５９号
千葉県市原市八幡2095番地１　ピュアランドハイツ607
破産者　武　　和彦
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２０６号
千葉市若葉区東寺山町442番地１　ノーベルパーク11―102号
破産者　佐藤　敏明
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２６３号
千葉市中央区汐見丘町５番３号　ハーベスト汐見ヶ丘Ｂ101号
破産者　ＣＨＡＮＧ　ＳＯＮＧ　ＧＵＫ　張　成国
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２９２号
浜松市中区寺島町150番地の１　日神パレステージ浜松310、開始決定時の住所千葉県市原市東国分寺台５丁目８番地10
破産者　河田　克彦
1　決定年月日　平成30年１月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係